

## 国土利用計画の概要

### ○目的（国土利用計画法第 1 条）

総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。

### ○基本理念（国土利用計画法第 2 条）

国土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、**健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展**を図ることを基本理念として行うものであり、国土利用計画はこの基本理念に即して策定される。

### ○構成（国土利用計画法第 4 条）

全国の区域について定める**全国計画**、都道府県の区域について定める**都道府県計画**、市町村の区域について定める**市町村計画**の 3 段階により構成されている。

### ○計画事項（国土利用計画法施行令第 1 条）

全国計画、都道府県計画、市町村計画いずれも次に掲げる事項を計画事項として定める。

- ①国土の利用に関する基本構想
- ②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

### ○計画策定手続き等

#### (1) 全国計画（国土利用計画法第 5 条）

国は、国土の利用に関する基本的な事項について全国計画を策定

- ・ 国土交通大臣は全国計画の案を作成し、閣議決定
- ・ 国土審議会及び都道府県知事の意見聴取
- ・ 都道府県知事の意向を十分に反映させるための措置
- ・ 国土の利用の現況及び将来の見通しに関する調査の実施
- ・ 閣議決定後遅滞なく公表

#### (2) 都道府県計画（国土利用計画法第 7 条）

都道府県は、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を策定

- ・ 審議会等及び市町村長の意見聴取
- ・ 当該都道府県の議会の議決
- ・ 市町村長の意向を十分に反映させるための措置

- ・国土交通大臣への報告及び要旨の公表
- ・国土交通大臣による助言・勧告

### (3)市町村計画（国土利用計画法第8条）

市町村は、当該市町村の区域における国土に利用に関し必要な事項について市町村計画を策定

- ・当該市町村の議会の議決
- ・住民の意向を反映させるための措置
- ・都道府県知事への報告及び要旨の公表
- ・都道府県知事による助言・勧告

### ○計画の基本性（国土利用計画法第6条、第7条、第8条、第9条）

- ・全国計画以外の国の計画は、国土の利用に関しては、全国計画を基本とするものとする。
- ・全国計画は、都道府県計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ・都道府県計画は、市町村計画及び土地利用基本計画の基本となる。
- ・市町村計画は、地方自治法第2条第4項<sup>(注)</sup>の基本構想に即する。

（注）地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための**基本構想**を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

### ○その他

- ・都道府県計画及び市町村計画の内容については、当該団体の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に応じ、その特性を生かすとともに、環境の保全に配慮するものであること。
- ・都道府県計画及び市町村計画は、それぞれの行政区域について国土利用の基本的方向を示すものであり、地方行政の根幹に関わるものであるため、その策定は地方公共団体の自治事務とされている。

# 国土利用計画と他の諸計画との関係

